

安来市スポーツ・文化全国大会等 出場激励金申請の手引き

平成31年4月1日 作成
令和5年4月1日 一部改正

I 申請から激励金交付までの流れ

II 制度の概要

- 1 対象となる大会
- 2 対象となる出場者
- 3 激励金の額
- 4 交付申請時の提出書類
- 5 大会結果等の報告

●提出先

〒692-8686

島根県安来市安来町878番地2（安来庁舎内）

政策推進部地域振興課にご提出ください。

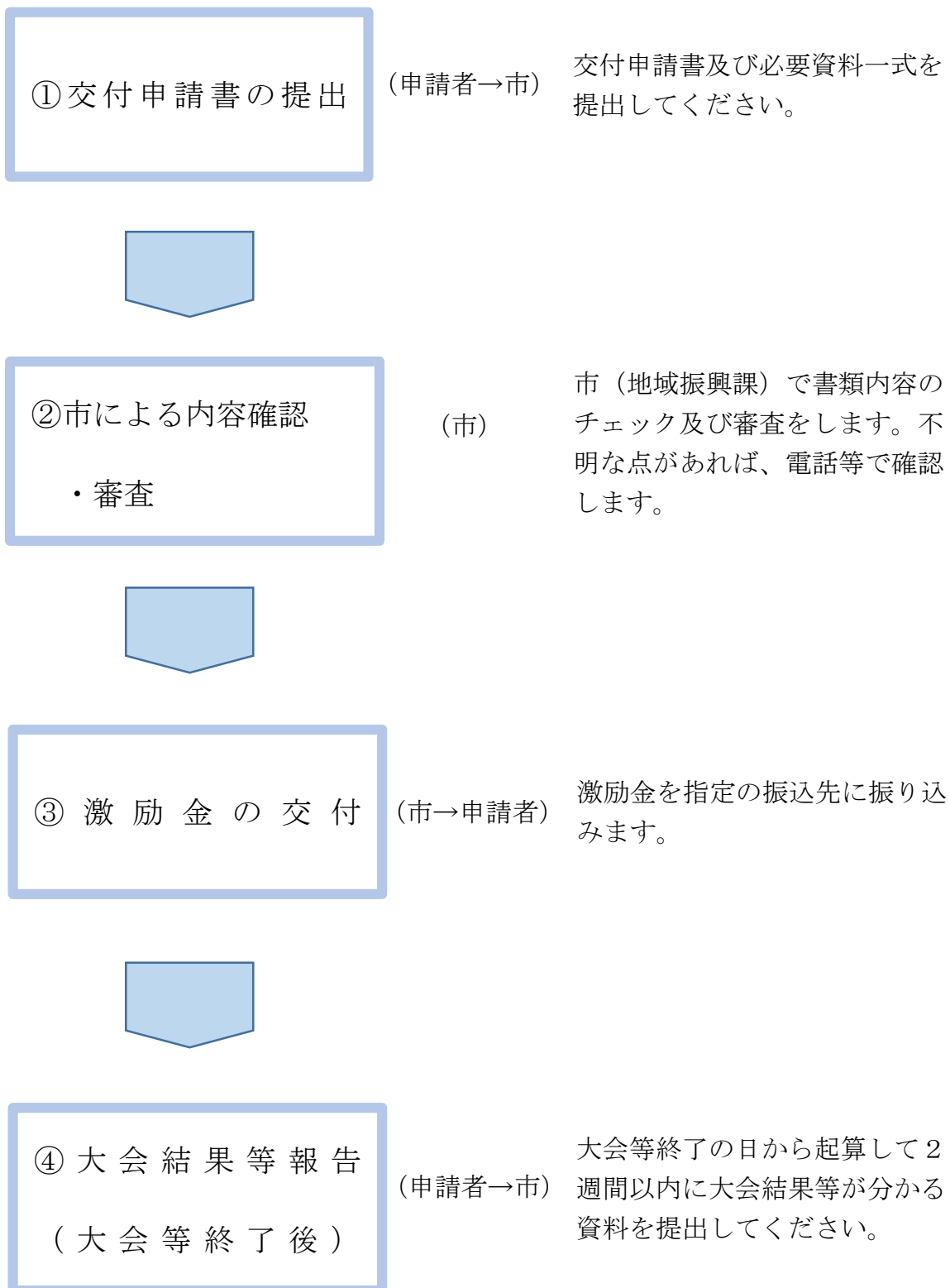
※提出書類は、安来市ホームページからダウンロードできます。

●問い合わせ先

安来市政策推進部地域振興課

スポーツ振興係（0854-23-3075）

I 申請から激励金交付までの流れ



II 制度の概要

市のスポーツ・文化の推進を図り、活力ある人づくりに資することを目的として、スポーツ競技・文化活動の国際大会及び全国大会に出場（出展を含む。以下同じ）する個人及び団体に対し、予算の範囲内において激励金を交付します。

1 対象となる大会

- ・国際大会（オリンピックや世界選手権大会などで、親善又は交歓を目的とした大会を除く）
- ・国民体育大会
- ・日本選手権大会（国民体育大会採用競技に限る）
- ・全日本スポーツ少年団大会
- ・全国障害者スポーツ大会
- ・一般社団法人全日本吹奏楽連盟が主催する全国大会
- ・一般社団法人全日本合唱連盟が主催する全国大会
- ・公益社団法人日本将棋連盟が主催するアマチュアの全国大会
- ・公益財団法人日本棋院が主催するアマチュアの全国大会
- ・その他市長が特に必要と認めるもの

<対象とならない大会>

- ・交流、親睦、営利を主な目的としている大会
- ・応募者の全部が出場できる大会
- ・市などから他の補助金等の交付を受け出場する大会
例）教育委員会、中学校体育連盟、高等学校体育連盟主催等の大会
 - ・・・全国高等学校総合体育大会（インターハイ）等また、全国健康福祉祭（愛称：ねんりんピック）は、安来市健康福祉祭参加激励金を福祉課から交付しているため、対象外
 - ・・・1人5,000円、団体50,000円を限度としている

2 対象となる出場者

- ・個人出場にあつては、市内に在住し、又は在勤し、若しくは在学する者
- ・団体出場にあつては、安来市スポーツ協会に属するスポーツ団体、市内のスポーツクラブ又は市内の文化活動団体
- ・国民体育大会にふるさと選手制度の参加資格により島根県代表として出場する安来市出身の選手
- ・安来市出身者であつて、市長が特に必要と認める者

3 激励金の額

- ・ 国外で開催される大会の個人出場：出場者1人につき30,000円
- ・ 国内で開催される大会の個人出場：出場者1人につき10,000円
- ・ 国外で開催される大会の団体出場：30,000円に大会に登録された構成員の数を乗じて得た額（選手、奏者又は棋士等の数が10人を超える団体にあつては、1団体につき300,000円を限度とする）
- ・ 国内で開催される大会の団体出場：10,000円に大会に登録された構成員の数を乗じて得た額（選手、奏者又は棋士等の数が10人を超える団体にあつては、1団体につき100,000円を限度とする）

※団体の構成員は、大会の要綱等により登録された監督、コーチ及びその他指導者を含むものとする。

※団体の構成員が同一大会の個人種目に出場する場合は、個人又は団体のいずれか一方とする。

4 交付申請時の提出書類

大会が開催される日の15日前までに以下の書類を提出してください。なお、個人として参加する場合は、その個人が激励金の交付を申請してください。

団体として参加する場合は、所属団体長が代表して激励金の交付を申請してください。

(1) スポーツ・文化全国大会等出場激励金交付申請書

(2) 債権者登録依頼書

(3) 添付資料

- ・ 大会の開催要項
- ・ 大会への出場に至った経緯の分かる書類（予選、選考会の開催要項、プログラム、結果等）
- ・ 大会への出場が確認できる書類（大会申込書等）
- ・ 団体の場合にあつては、出場者名簿

※必ず控えをお取りください。必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。

※提出された申請書類等の返却はできませんので、ご了承ください。

5 大会結果等報告

大会の終了の日から起算して2週間以内までに、大会の結果または内容がわかる資料を提出してください。